

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成28年6月16日（木）

開 会（午前9時0分）

（人事異動に伴う執行部の職員の自己紹介）

（席次の決定）別紙1のとおり

**【議 事】**

○議案第60号「平成28年度所沢市病院事業会計補正予算（第1号）」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

ヒアリングでも聞いていたが、ムコ多糖症という難病は、薬を投与していれば普通に生活できるといった病気なのか。

小峯総務担当

そのとおりです。

参事

平井委員

全国に30人から40人いらっしゃるということであるが平均的な寿命などの統計は出ているのか。普通に行っていれば、長命で生きられるものなのか。

小峯総務担当

幸い、ムコ多糖症でも比較的軽い症状なので、酵素補充療法を続けていれば通常どおり生活ができますので、点滴を毎週行っています。

参事

矢作委員

今回、難病ということでの補正予算であるが、同じとは言わないが、やはり難病の方で、診療報酬的に高い患者は他にもいらっしゃるのか。もしいらっしゃるのであれば、何人ぐらいいらっしゃるのか。またどういった病気なのか。

小峯総務担当

市民医療センターでは、現在、やはり難病指定されているファブリー病という病気の患者が1人いらっしゃいます。こちらの方は2週間に1度来院をされ、点滴により診療を行っています。

参事

中村委員

企業会計はあまり補正しないが、補正を出す基準や、内部的な取り決めというのはどういった形で動いているのか。

小峯総務担当

企業会計ですので、会計については、ある程度、決算でご報告といった形で毎回やらせていただいています。今回の場合は医薬品が高額であることから、年度途中で購入する予算が足りなくなるということがはっきりわかりましたので、それに間に合うように補正を出させていただきました。

参事

中村委員

基本的には、歳出の上限と思われる部分について、年度途中でもそれを超えてしまうということが予想されるということ以外に、補正を出すことはほとんどないのか。それとも、何かある種、基準のようなものがあるのか。

小峯総務担当

参事

企業会計の柔軟性ということで、同じ科目で流用できる場合は対応させていただきます。流用禁止科目以外のものについては、そういった形で柔軟に行っていますが、今回は金額が大きいということで、他の科目から流用しますと元の予算に影響を与えるということで、補正予算を提出させていただきました。

中村委員

たとえばこういった方々に対しては、取り決めがあるにしても、特に病気などの関連であることからいち早く対応する必要がある。そういった意味では、こういった補正予算への対応、そして議会での議決というプロセスを踏まなくても、今も流用の形で対応しているということか。

小峯総務担当

参事

今回の場合では、診療報酬が入ってくるのがわかっていますが、診療に係る収入、支出の額が大きかったこと、また8月末には薬品費の予算が足りなくなってしまうということがわかりましたので、6月定例会で補正予算の議案を提出させていただきました。

中村委員

整理すると、一般会計に関しては専決処分という対応であったり、科目の流用になるが、結構、厳密なルールの中で動いているため、なかなかそういった面では難しいところがあるかと思うが、企業会計であるため割と柔軟な対応ができるという理解でよろしいか。

小峯総務担当      やはり議決いただいている予算がありますので、予算を流用する際には

参事                こちらとしましても十分に考えて対応していますが、今回の場合は、見合  
う収入があるということから補正予算で対応することを判断させていた  
だきました。

末吉委員           先ほど、診療報酬が入るといった話があった。この金額が大きい、患者  
は国民健康保険ということによろしいか。

小峯総務担当      今回、2人とも所沢市の国民健康保険の被保険者です。

参事

末吉委員           市の国保会計と高額な医療費に対する事業と、センターとのお金の関係  
をわかりやすくご説明いただきたい。

小峯総務担当      現在ですと、医療費が10割であれば、3割が患者の負担分、7割が保  
参事                険者の負担分ということで、私どもは、埼玉県国民健康保険団体連合会を  
通じて所沢市の国保に診療報酬を請求します。そうしますと、国保から埼  
玉県国民健康保険団体連合会を通じ、医療費の支払いがあります。そして、  
国保の制度の中で、高額な医療費が必要な患者を抱えた保険者の負担を軽  
減するための、高額医療費共同事業や、保険財政共同安定化事業といった  
事業があります。それは私ども医療機関ではなく、事務的な手続は埼玉県

国民健康保険団体連合会が事業主体になるのですが、国、県、市町村からの拠出金等を資金として、保険者が払った医療費に対して交付金が入る、そういった仕組みになっています。

末吉委員

この件以外に、高額医療というものが全体の中でどれぐらいを占めているのか、もしわかれば教えていただきたい。

小峯総務担当

参事

国民健康保険課から、昨年、所沢市国民健康保険運営協議会に出した資料を提供いただいたのですが、その資料によると、平成27年9月請求分のレセプトの中で、1件で500万円を超える案件が5件ありました。9月請求分の総医療費が、約20億円なのですが、5件で約3,330万円ということで、割合にすると1.7%ということでした。

末吉委員

病院の中に高額医療の人がどれだけいるかわかるか。

小峯総務担当

参事

高額医療ということで、1カ月100万円を超えるような患者につきましては、今回の患者と、先ほどお話しましたファブリー病の患者の3人です。

吉村委員

本人負担が3割であるが、それは、この難病医療と小児慢性特定疾病の助成の中で、3割分は国からくるという考え方でよろしいか。

小峯総務担当      ご本人には一時負担金の限度額がありまして、この限度額を超えた部分

参事                につきましては、国と県で助成するといった制度になっています。

吉村委員           限度額というのはどのぐらいなのか。

小峯総務担当      月額で、1人の方は6,600円、もう1人の方は3,300円です。

参事

吉村委員           難病に特化した医師がいるということが、今回、この患者を受け入れる

                       大きな理由であると思うが、その医師は常勤か。

小峯総務担当      常勤の小児科医師です。

参事

吉村委員           内科には常勤の方はいらっしゃるのか。

小峯総務担当      専門の医師はセンター長ですので、2人ともセンター長が診療を行って

参事                います。

末吉委員           この議案に関して、患者と医療センターにとってのメリット、良い点が

                       あれば教えていただきたい。

小峯総務担当

参事

患者にとっては、これまで都内の病院に通院されていた時間がなくなるため、ご本人の負担軽減になっていると思います。また医療センターについても、診療を行うことによりそれに見合う診療報酬が入ってきますので、収入がプラスになるというメリットがあります。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

議案第60号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時17分）

（説明員交代）

再開（午前9時19分）

○議案第63号「所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

議場での議案質疑でかなりよくわかったが、メリットの面で、障害をお持ちの方が他市から移住されてきて、いろいろなものを受けるときにメリットが生ずるということであったが、そのほかに何かあるか。

並木障害福祉  
課長

転入されてきた方以外に、住民登録が所沢市にない方で、所沢市の支援に基づいて障害福祉サービスを利用されている方がいらっしゃいます。具体的には、市外の障害者施設やグループホームに入居されている方については住民票が所沢市にありませんので、当然、税情報も所沢市にはありません。そういった方の課税状況などを確認する際に、オンラインで速やかに確認できるということがあります。

平井委員

その2つについて、数を聞きたいのだが、どういった障害を持った方が何人ぐらい転入した事例があるのか、また、他市から来て利用されるという方は何人ぐらいいるのか。

並木障害福祉  
課長

過去2年間で、他市から転入されて障害福祉サービス地域生活支援事業を受けられている方については11人、またそれ以外で、施設やグループ



ホームに入居されていて住民登録が市外にある方については84人です。

平井委員

本会議場で部長がおっしゃった中で気になることが1つあった。マイナンバー制度のカードを申請するかどうかについては、個人が選択できるため、強制ではない。窓口対応においても、そういったメリットがあるからと言って強制すべきものではないと思う。障害を持っていると、お世話になるという気持ちがあるがために、言われると作ってしまうということもある。窓口ではそのあたりをきちんとお話しして、本人の意思に基づいて、どうしますか、といった形でぜひ取り組んでいただきたいと思っている。そういった窓口の対応については、何か徹底されていることはあるか。これがあると便利ですよということで、申請を強制することがあるかどうかということをご心配している。

植村福祉部長

福祉部で、マイナンバーカードの申請を促すことはありません。

平井委員

本会議場で、部長が答弁されていたことについて、そういったことはやっつけられないと思うが、いかがか。

植村福祉部長

マイナンバーを使うことについての理由や、どういう結果になるということについては、丁寧に説明しようと思っています。ただ先ほど申し上げましたように、マイナンバーカードの申請を促すということは、福祉部と

しては申し上げるつもりはありません。

矢作委員

確認だが、申請で番号を使うか使わないかということはご本人が決めることであり、そういったこともしっかり言っていただけるということによるしいか。

並木障害福祉  
課長

申請書に個人番号を記載するということにつきましては、法令で義務づけられていることですので、記載していただくということが原則です。しかし障害があるがためにご自身で記載できない場合もありますので、そういった場合には、職権で、職員が個人番号を記載することが可能になるということです。

矢作委員

それは義務事項なのか。ご本人が記載するかしないかを選べるのではないのか。今回の議案は、番号を使えるようにする条例だということはわかっているが、記載しないこともできるはずである。

並木障害福祉  
課長

申請書に記載する際に、申請者ご本人が番号を把握していないといった場合もありますので、そういった場合には、住民基本台帳のネットワークなどを用いて、職権で職員が記載するということが可能であるという状況です。

平井委員                    そちらでやる分には構わないのだが、それを本人に、不便だからということ  
ことで無理に進めることはしないでほしいということである。強制ではなく  
自分の判断でできるのだが、いかがか。

並木障害福祉  
課長                        ご本人が番号の記載をできない、しないとなった場合において、障害者  
という事情などに配慮して番号なしで申請書を受け付け、その後、職員が  
番号の記載をするという形で行っていくことになるかと考えています。

植村福祉部長                マイナンバーの使用を拒否される場合に、手続きに必要な、たとえば課税  
証明をお持ちいただくなど、必要書類が揃っていれば、それをもって事務  
処理することは可能だと思っています。

平井委員                    そのことによって、手続きがいろいろと、課税証明を取るなど面倒なので、  
マイナンバーカードがあったほうがいいですよと強制しないでほしいと  
いうことだけである。私は全部拒否しているので。それは個人の判断によ  
るものであるので、障害を持っている方だからとって、持っていた方が  
便利だという形での強制はしないでほしいということ、くれぐれも願  
いしたいと思っているのだが、そういった対応をしているか。

並木障害福祉  
課長                        カード以外で、課税情報がわかる書類を添付することにより、サービス  
の利用が可能かどうかというご質問かと思いますが、そういった、確認で

きる書類の提出で、サービスの受付は可能であると考えています。

矢作委員

議案資料の61ページにある、他自治体の類似する政策等の中では、県内では、さいたま市、加須市、毛呂山町ということだが、他の自治体ではどのぐらい、こういった条例の制定を今議会で行う予定なのか、わかれば教えていただきたい。

並木障害福祉  
課長

今議会で他の自治体でどのような条例の改正手続を行っているかについては、現在、把握していません。

矢作委員

おおよそでいいのだが、大体、他の自治体でも、こういった条例は制定していく方向になっているのか。

並木障害福祉  
課長

調査したところ、越谷市、戸田市、春日部市の3つの自治体で平成27年12月に条例を制定したとのことでした。

末吉委員

61ページでは、個人番号を利用している自治体として、さいたま市、加須市、毛呂山町と書いてあるが、今の話では、条例化するかしらないかは自治体によって違いがあるということか。このこと自体は、先ほどご説明があったが、本人が書くかどうかは別として、行政手続上、個人番号を記載しなければならない、そのように処理しなければならないということか

と思うが、その上で、その手続を条例化しているか、もう運用しているかは自治体によって違いがあるという理解でよろしいか。

並木障害福祉  
課長 個人番号の利用に関しては、法定事務と独自利用事務の2つに分かれます。独自利用事務については、それぞれの自治体の条例の中に、独自で利用する事務の内容を位置づけなければマイナンバーの利用ができないということです。

末吉委員 条例化しないとだめなのか。

並木障害福祉  
課長 条例化するかしないかということについては、自治体の判断によるものです。

末吉委員 独自利用事務について、今回、地域生活支援事業への利用開始についてということで提案されているが、他に独自利用事務はあるのか。また、今後何か考えているのか。

並木障害福祉  
課長 昨年の9月にこの条例が制定されましたが、その時点で、市単独で行っている事務、今回の新旧対照表などでご覧いただきますと、議案資料の65ページにあります、身体障害児者に係る補装具及び点字図書の自己負担額に対する補助金交付に関する事務、あるいは重度障害者等に対する紙お

むつの給付に関する事務、これらは市単独の事業ですが、こういったものを条例に位置づけているという状況です。

末吉委員

市が単独で行っている事業はいろいろあるが、そういったもので、残っているものはあるのか。

植村福祉部長

議案質疑でもお答えしましたが、地域支援生活事業の中でも、自動車の改造補助金などは、今回対象としていませんので、今後検討していきたいと思っています。利用実績などを見て、転入者の方の利用がなかったため今回は外したものです。今後推移をみて、条例に盛り込むどうか検討していきたいと思います。

末吉委員

今回条例を整備するにあたり、利用実績が多い、少ないといったことはあまり関係なく、あるものを全部入れるという考えはなかったのか。選別をかけたということがいまいちぴんとこないのだが、いかがか。

植村福祉部長

今回条例化した地域生活支援事業の中の5事業においても、2年間で11人と多くはなかったのですが、毎年対象者がいるということが予想されたので、今回対象にさせていただきました。外した事業については、全く転入者の利用がなかったということで、福祉部内で検討した際に、実績のある事業のみを対象とさせていただいたということです。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第63号について、反対ではありませんが、確認をする意味で意見を申し上げます。今回の所沢市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正ですが、条例化は地方自治体の判断ということを確認しましたし、唯一のメリットは、転入されてきた障害者の方が、いろいろなものを利用しやすいということでしたが、この2年間にわずか11人の事例しかなかったということです。そういう意味では、マイナンバーの提示というのは義務づけられたものではありませんし、これを提示しないからといって罰則があるわけでもありませんので、決して、窓口でこのことによってマイナンバーの提示を強要、強制しないよう丁寧に説明をし、なくてもいいということをきちんと説明していただくということを申し上げて賛成の意見としたいと思います。

**【意見終結】**

**【採決】**

議案第63号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時37分）

（説明員交代）

再開（午前9時40分）

○議案第58号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分（こども未来部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

本会議場では、平成27年度における対象者が856世帯という話であった。第2子については、5,000円から最大1万円、第3子は3,000円から最大6,000円ということだが、金額に幅がある。どのぐらいの世帯がいくらぐらいなのか、その内訳を教えてください。

浅見こども支

5,000円から1万円の幅に関しましては所得によって変わります

援課長

が、その計算をするためのシステム改修ですので、現段階ではわかりかねます。

平井委員

856世帯の中で、今回の改修により、ここはこうだからやるということか。

浅見こども支

そのとおりです。この改修によってわかるということです。

援課長

平井委員

それがわかるのはいつ頃か。9月頃にはわかるのか。



浅見こども支  
援課長

8月に支給がありますので、7月中にはわかる予定です。

末吉委員

議場で、他自治体の類似する政策等について、群馬県前橋市と高崎市と  
いうご説明があったが、県内他市で、同規模の人口である川越市や越谷市  
についてはわからないのか。

浅見こども支  
援課長

今回は、GCCという、福祉総合システムで利用しているベンダーのシ  
ステムを改修しますので、川越市や越谷市はベンダーが異なるため、調べ  
ていません。

末吉委員

保育園運営費の臨時職員賃金追加についてお伺いしたい。今回、非常に  
大きな金額であるが、ここについての理由、説明をお願いしたい。

町田保育幼稚  
園課長

保育園の臨時職員の任用については、当初の予算要求時と比べ、児童の  
数が増減するという状況にあります。今回、障害児の子どもが当初の見込  
みより多くなったことから、職員の賃金の補正をお願いするものです。

末吉委員

3カ年の障害児の数を教えていただきたい。

町田保育幼稚

障害児数は、園児数でお答えしますと、平成26年度は94人、平成2

園課長	7年度は98人、平成28年度は、4月1日現在では110人に達しています。
末吉委員	障害児が増えているというご説明であるが、障害児が増えていることになっているのか、それとも他の要因があるのか。
町田保育幼稚園課長	最近は保護者の子どもの発育状況についての関心が高く、障害の有無についての心配、意識が高まっており、そういった意味で、早期発見、早期対応により障害児の子どもの数が増えている傾向があると考えています。
末吉委員	今回は加配という形で手厚くしていこうということであるが、このように毎年増えていくということに対して、加配以外に手だてを取っているのか。有効な支援があるのかということについて、いかがか。加配ですべて解決するのか。
本田子ども未来部長	やはり日常生活のことですので、ある程度の加配はやむを得ないという言い方は適切でないかもしれませんが、必要であると考えています。ただ、今後は、所沢市子ども福祉の未来館の子ども支援センターにおいて、地域支援という事業も始まり、その中で保育を行う側の支援も行っていくこととなります。そうした事業の成果が少しずつ出てくれば、1人1人の技術力が上がっていくものと考えています。

吉村委員 入園するまでは障害があるかどうかははっきりわからなくて、入園後に障害や、手帳まではいかなくても普通の子どもと違うということがわかるケースは結構あるのか。

町田保育幼稚園課長 わかるケースもありますが、やはり面談のところではわかりにくく、実際に保育をし始めた時点で、配慮を必要とするということで確認が取れるケースもあります。

吉村委員 毎年、入園してからある程度経つと、こういった加配は必ず補正予算のような形で出てくるのか。

町田保育幼稚園課長 予算については、前年度の実績を元に対応していますので、その年度によって異なります。

吉村委員 今年度は少し多かったということか。

町田保育幼稚園課長 今年度は少し多いと感じています。

末吉委員 幼児の場合は、発達段階でそういった、たとえば多動であったりということはあるのだが、その後変化していく場合も多々あると思う。加配につ

	いても解除になるケースもあるのか。
町田保育幼稚園課長	加配が解除されるケースもあります。
末吉委員	そういったケースは多いのか。
町田保育幼稚園課長	個人差がありますので、多いか少ないかは一概には言えません。
末吉委員	年度単位でクラス編成していく中で、そういった単位で加配について判断していくのか。また年度途中での加配もあり得るのか。
町田保育幼稚園課長	年度単位での加配が基本になります。年度途中の場合は、クラスごとの保育の安定性など、状況を踏まえ、他のクラスからの応援により加配する場合があります。
越阪部委員	先ほど、理由の中で、親の認識が上がったということが1点あったが、最近では晩婚化ということにも理由があるのではないかと思っている。今年度は予測より人数が増えたとの話だったが、母子手帳に健診の欄があるので、そうした記録について、過去のデータも含め、市がしっかりと発達

障害の予測や手だてを講じるためのつながりとして、持たなくてははいけないと思う。こども支援センターができればそれと同時に親の支援の必要性も起きてくると思うが、支援側のかかわり方としてのつながりのようなことについて、どう考えているのか。

本田こども未  
来部長

つながりという意味では、今は個々のデータを引き継ぐところについてまだ理解をいただけるかどうかというところで、難しいところがありますが、組織間の連携は綿密にとっております。たとえば、こんにちは赤ちゃん訪問事業からのつながり、保育園から就学へのつながりなどについて、十分に組織間の連携を図っております。データの部分につきましてはまだまだ課題があるものです。

末吉委員

例えば健診をやるところや保育幼稚園課と連携をという話ではなく、健診時に心配ごとの相談に乗るなどして積み上げていけば、途切れず流れていくのではないかと。急に加配が必要だということになるのではなく、一環の養育者支援の流れの中で、ちゃんとやっつけているのか。

市来こども福  
祉課長

こども支援センターが1月から開館されますが、その中の発達支援事業において相談事業を行います。その相談事業は、健診時にも伺い、発達に心配のある子どもの保護者からも相談を受ける予定となっております。平成29年1月からの事業開始ですので、保育園等の保護者からも相談を受

けていくことになるかと思います。

越阪部委員

いつもそうだが、先取りと言ってはいけないのかもしれないが、かなりつながりを持っているのであればもうわかっているのだと思う。今の状況は、本人が申請しなければわからないのではないか。母子手帳や健診などでわかっていることを全部寄せ集めて、どうなるのかという分析をし、予測をして、今後のつながりをどうしたらいいかということ把握していなければならないと思う。待っているのではなく、自分たちで状況を把握し、困っている養育者等の指導もできるようにしていかななくてはならない。そのために、人数などもある程度把握できてないといけないのではないかと思うがいかがか。

市来こども福祉課長

先ほど、保健センターで行う健診の時に発達支援事業として相談に伺う旨を申し上げましたが、それ以外にも、保健センターで心配な子どもについて医師の相談を行っております。その他に地域支援事業としてお母さん方の集まる場の提供も行っております。

越阪部委員

データをこちらが持っていれば、先に手だてを講じることができるのではないか。つながりのためにビッグデータを持っていないのではないかと思っているが、いかがか。

本田こども未来部長	子どもの障害の状況をなかなか認められないという保護者もいらっしゃいますし、子どものデータを共有されることに対して抵抗のある方もいらっしゃいます。仕組みとしましては、切れ目のない支援として、そうした必要性があることは認識しておりますが、方法については、検討をしているところでございます。
末吉委員	データをこちらから向うへ渡すということではなく、子どもたちの可能性を最大限に引き出して、子どもが、今ある困難を解消して伸びていくことに協調すべきで、市は入園、入学を迎えることをわかっているのだから、支援において加配があることや、いろいろな支援や状況があるということを保護者に寄り添いながらお伝えし、一貫して発達状態を把握していくことが備えになっていくのではないかと思うが、いかがか。
市来こども福祉課長	保健センターの健診では、保健師が、発達の心配がある子どもについてその場で相談を受けており、連携しています。
本田こども未来部長	こどもと福祉の未来館がひとつのきっかけになると思いますので、民間の力も借りながら、時間はかかるかもしれませんが、方向性を見出していきたいと考えております。
近藤委員	発達障害については、保護者がわからない場合もある。子どもの人権も

あり、入園をしたときに障害がわかった場合には保護者に説明をしていかななくてはならないと思うが、そうした場合には、保護者にはどのような説明をしていくのか。

町田保育幼稚園課長

保育園での事例では、保護者と、担任の保育士、園長を含めた保育園全体との信頼関係を構築し、子どもの発達の状況に応じて丁寧な対応をしている現状です。

中村委員

毎年度、このタイミングで、こんなに補正をしていたのか。

町田保育幼稚園課長

昨年度との実績の中で、今回補正をさせていただきました。今年度は少し金額が多くなっております。

中村委員

昨年6月定例会における臨時職員賃金追加の予算はいくらぐらいだったのか。

町田保育幼稚園課長

昨年6月定例会における補正はございませんでした。参考までに、平成26年度の保育園臨時職員の予算額は6億7,035万3,000円で、決算額は6億6,194万260円です。

中村委員

フルタイムで17人分という積算で、実際には何人を雇うのか。



町田保育幼稚園課長	フルタイム換算でお伝えいたしましたが、実際には、現在勤務している臨時職員の勤務時間を増やして対応する状況です。
中村委員	新規雇用は発生しないということか。
町田保育幼稚園課長	新規雇用で対応する園もあります。
中村委員	予算書を策定しているのだから、何人雇用するということを出せないのか。
町田保育幼稚園課長	時間数で処理をしているため、わからないという状況です。
中村委員	現在任用している臨時職員でまかなうことも可能であり、新規雇用が新たに発生する可能性もあるという理解でよいか。
町田保育幼稚園課長	障害児の加配に関しましては、できるだけクラスの状況も勘案して、なるべく現行のスタッフで対応できるようにということで保育園と調整をしております。

中村委員

この補正額はすべて障害児加配のための予算なのか。

町田保育幼稚園課長

障害児の加配でお願いしているものでございます。

中村委員

年度途中で加配の補正があるということは、何らかの障害児保育についての政策変更があったと考えるのが普通だと思う。昨年度は何もなかったので何か指示があったのか、保育幼稚園課の中で何か決定をしたのか、実際の現場からの声を吸い上げたのか、といった何らかのプロセスが見えないと、このタイミングでいきなり出てくるということは考えにくいのだが、いかがか。

町田保育幼稚園課長

当初の障害児の人数について昨年度と比べて差があるということで、加配をしなければ保育に支障をきたす恐れがあり、やむを得ずお願いしたものでございます。

中村委員

どのぐらい差があるのか。

町田保育幼稚園課長

園児数で申し上げますと、障害児は平成27年度実績98人で見込んでいたところ平成28年度は110人ですので、12人増になります。配慮を要する子どもは89人で積算していたところが実際には103人とい

う状況です。

中村委員

毎年度、この程度のずれはないのか。

町田保育幼稚

今年度は少し多かった状況です。

園課長

本田こども未

加配については、保護者の要望により行うといったものではございませ

来部長

んで、混合保育入園審査会というものを部内に置いておりました、保育士、保健師等、関係の専門職が現地にて確認しております。クラス運営に支障があるというような場合も、ただちに加配することではなく、まずは様子を確認し、そのうえで、クラス運営上課題があつて、加配しないと難しい状況であれば審査会で加配を決定しています。加配については、部内で一定の基準は設けているところでございます。

中村委員

混合保育審査会の加配の基準というのは前年度と今年度では変わっていないのか。

町田保育幼稚

変わっておりません。

園課長

中村委員

では、当初予算の人数の見積りに誤りがあったということか。

町田保育幼稚

人数の積算が違っていたということになっています。

園課長

中村委員

昨年と今年で親の考えがそんなに変わるということは考えづらい。昨年度は支障なく運営できていたのか。

町田保育幼稚

増加傾向にあるとお答えしました中で、保護者の関心について述べさせていただいたところです。人数については、現場に行ってみますと、どうしても年度ごとに状況は変わっており、積算が難しいところでございます。

園課長

中村委員

今回、フルタイムで17人分というのは、どういう根拠の積算なのか。

町田保育幼稚

実際にクラスの中に配慮を要する子ども、あるいは障害を持つ子どもがいて、職員の配置をしなければならないということで決定をし、そういった状況を積み上げたところ、フルタイム換算にして17人分となったものでございます。

園課長

中村委員

フルタイム換算17人分の加配における一番大きなところ、トータルの

時間と、一番多く加配されるところと逆に加配されないところもあるかと思うが、その辺を教えてほしい。どの園でどれだけ時間が増えた、増えなかったというようなことを、時間で示してほしい。

町田保育幼稚園課長

保育運営で申し上げますが、子どもの人数によって、そこに配置する職員の数を積算しておりますので、加配を必要とする園児数でお答えさせていただきます。配慮を要する子どもについて、松井保育園で12人、松郷保育園で13人、吾妻保育園で10人です。昨年度は、松井保育園と吾妻保育園では配慮を要する子どもはいませんでした。前年度はクラスの中でなんとか持ちこたえていたものが、クラス編成によって、加配をしないと子どもにも支障をきたすだろうということになり、加配をすることとしたものです。

平井委員

障害のある子どもにはかかりきりにならなければならない、本当に大変なので加配は仕方ないことかと思っているが、時間数を増やすことで解消するという説明が気になる。本来であれば、保育士を雇わないと現場の職員に負担がかかるのではないかと思う。今、保育士は本当にいないので、どういうふうに募集をかけているのかも心配である。実際には、何人ぐらい雇用できる計算なのか。時間の加配だけではとても解決できないのではないか。

町田保育幼稚園課長

ご指摘のとおり、実際の雇用は非常に難しい状況です。実際には、朝晩と日中に、臨時職員で対応しているところです。総じて、全体的に保育士不足ということがありますので、雇用に関しては、媒体は広報だけでなく、ほっとメールを使いながら、ハローワークにも応募をかけて対応を行っています。

**【質疑終結】**

**【意見・採決保留】**

休 憩（午前10時19分）

（説明員交代）

再 開（午前10時28分）

○議案第57号「専決処分の承認を求めることについて（所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員 今回、5割軽減と2割軽減の基準額が変わったわけだが、これにより何人ぐらいに影響があるのか。

粕谷国民健康  
保険課長 影響により増える数は、5割軽減の方については228人、2割軽減の方については412人になります。

矢作委員 今回の法改正の背景としては、広域化に向けてということがあるかと思うが、これまで一般財源から補てんをしていたかと思うが、公的なことに向けてということでこうしたことが始まっているかと思うが、そうしたところでの変更はあるのか。

粕谷国民健康  
保険課長 平成27年12月24日に閣議決定されました、平成28年度税制改正の大綱の中に、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものにするという観点から実施する、そのようなことに基づいて今回の改定があるものと考えております。広域化の流れの中にもあるかと思いますが、今回の改正の趣旨としては、広域化については、国民健康保険の制度的な拡充を含める意味で、税制改正の大綱がなされたと考えています。

末吉委員

今回の一部改正をしたときの影響額は全体でいくらになるのか。

粕谷国民健康

試算で約540万円となっております。

保険課長

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第57号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。



○議案第59号「平成28年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

税系システム改修委託料追加は、広域化に向けての市町村データを県に報告する際に必要とのことだが、その市町村データについて説明願いたい。

粕谷国民健康  
保険課長

改修項目として、一般被保険者と退職被保険者を区別したうえでの被保険者数、介護保険2号被保険者数、世帯数、その世帯についても退職世帯のみの世帯数、また、退職者と一般被保険者が混在する被保険者数、また、特定世帯数、こちらは後期高齢者医療被保険者と国保の被保険者が混在する世帯数、また、退職被保険者の年齢ごとの人数や、退職被保険者に遡及して適用した人数、それ以外にも、所得階級別の世帯情報や、それ以外には前期高齢者交付金や納付金などがございます。

末吉委員

広域化の準備をしていくのに向けて、今まで、市町村データはどうしていたのかと、今後はどう変わるのか、項目というよりは、内容について教えていただきたい。どう変わるのか。

粕谷国民健康

今まで法定報告ということで、被保険者数や医療費等の金額を県に報告

保険課長 していたところですが、先ほど申しあげましたような国が指定した統一した項目について、県に報告する形になります。

末吉委員 統一基礎ファイルだとすれば、どの自治体も同じものを出していくということになるかと思うが、その数字については、すでに市が把握しているものをこのシステムに入れ込んでいけばいいものなのか。新たに積算しなければならないのか。全体で何項目あり、既存データでいいのか、新たに積算するものがあるのか教えてほしい。

粕谷国民健康  
保険課長 新たに集計するという意味では、現在持っているデータを今回必要とする形にプログラムを修正して集計し直し、基礎ファイルに合った形に出力することになります。その項目について、今回は50項目あります。

平井委員 広域化になった場合に、市町村としては直接市民と関わっている窓口ですので、基本的に今やっているような減免の問題や滞納者に対する手当ての問題については、今後、市町村の仕事の役割はどう変わっていくのか。

粕谷国民健康  
保険課長 広域化についてはまだ不確かな部分もございますが、市町村の事務としては、窓口に係るものについてはさほど変更はないものと考えております。ただし、県との関係でいえば、いろいろな補助金や交付金、負担金等がございますので、その部分の手続的なものが軽減されるということが考

えられます。

平井委員

今も、大体6分の1ぐらいの方が国民健康保険税を滞納されている。その状況のまま変わってしまうため、そういった方々に対してさまざまなペナルティが起こってくるのではないかと予想されるが、こういった対応をされるのか。今までであれば短期保険証を渡すなど、所沢市は比較的良心的な対応を取っているが、そういったことが継続できるのか。

粕谷国民健康  
保険課長

滞納整理については、賦課自体も、また徴収に関しても市町村で行うこととなりますので、現時点では、現在の方法をそのまま進めていくことになるのではないかと考えています。

末吉委員

今のデータのことで、賦課方式についてはこれまで4方式、2方式といろいろな議論があったが、この市町村から提供するデータには賦課方式に関連するデータもあるのか。

粕谷国民健康  
保険課長

今回の報告の中では、現在の賦課方式、所沢市は4方式ですが、これに見合った情報を報告することになっています。

末吉委員

2方式の自治体と4方式の自治体で報告する様式が異なるのか。

森田国民健康  
保険課主幹

データ自体はすべて同じものを提出するのですが、たとえば4方式の市町村では、納付金や標準保険税率の算定について、固定資産税のデータが必要になります。また特定世帯のデータは平等割に関する軽減等があり、それは4方式の市町村の標準保険税率の算定に必要なデータです。提出するデータは市町村の条件に応じて提出し、県が2方式、4方式両方の標準保険料率を示すと聞いております。

末吉委員

今ここで議論することではないのかもしれないが、今後広域化していく中では、所沢市の賦課方式に関して何か考えていかなければいけないことが出てくるという考えはあるか。

粕谷国民健康  
保険課長

今回の市町村基礎データを報告した上で、県の予定は本年12月中に、標準保険料率と納付金額が示されることとなります。また合わせて、県が広域化後の国保運営方針を策定します。その中には先ほど申し上げた標準保険料率や、市の納付金の考え方、合わせて賦課方式等についても記載されますので、それを踏まえて検討していかなければならないと考えています。

末吉委員

それはいつ出されるのか。スケジュールを教えてください。

粕谷国民健康

国保運営方針については、県の予定ですから未確定である部分もあるか

保険課長                    もしれませんが、原案が本年12月ごろに示され、そのうえで、平成29年3月に国保運営方針案が作成され、平成29年度になってから市町村の意見を聞き、最終的には平成29年9月には策定予定となっています。

吉村委員                    専決で540万円の減収になるが、今回補正に入れていないことについては何かルールがあるのか。

粕谷国民健康  
保険課長                    軽減分の増額の540万円については、保険の基盤安定の負担金として県が4分の3を、残りの4分の1を市が負担するもので、一般会計から国保会計に繰り入れるのですが、実際に額が確定してから、補正という形になります。

末吉委員                    今の話と離れるのだが、先ほど病院会計のところでは質疑したところ国保だということであったため聞きたいのだが、国保会計の中で、難病者が何人ぐらいいてどういった支出をしているかわかれば教えていただきたい。また高額医療について先ほど聞いたところでは、平成27年9月の数字をお答えいただいたが、高額医療に関して減らしていくために、何か国保事業の中で手だてというか、できることはあるのか。

森田国民健康  
保険課主幹                    難病患者がどのぐらいいるかということについては手元に資料がございませんのでお答えできません。また2点目の難病患者の高額医療費を削

減する方策については、いつ発生するかわかりませんし、転入などにより、難病の方が所沢市の国保に加入するということも考えられますので、特に方策はありません。

須田健康推進  
部次長

高額医療を減らすという観点でお答えいたしますと、糖尿病性腎症の重症化予防プログラムに着手していきまして、それにより医療費を抑えるといったことも行っています。また、現在データヘルス計画等も策定しており、疾病が重症化しないように、という方策を講じ始めています。そういったことを通じ、高額医療費の発生を少しでも抑えられるように努力していきたいと考えています。

矢作委員

市町村データを国の基礎ファイルで作っていくということで、今後広域化に向けてどのように流れていくのか。先ほど、来年9月頃に策定というお話があったが、この市町村データが県に集約される、これは集まっている現状が把握されていくということによろしいか。出ていく部分の情報は、国保団体連合会から出て、その中で全体像が見えてくるという考え方で作られているのか。

粕谷国民健康  
保険課長

県全体の医療費の予測というお話ですと、県からは外部に委託して聞いていますが、県が予測し、給付に必要な費用を全額、交付金として全63市町村に交付する関係にありますので、県が全体の医療費を予測してい

るということです。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第59号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時47分）

（説明員交代）

再開（午前10時54分）

○議案第58号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分（健康推進部所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】



○議案第58号「平成28年度所沢市一般会計補正予算（第1号）」

当委員会所管部分

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第58号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前10時55分）

## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成28年第2回（6月）定例会

### 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について  
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について